第２章 災害予防計画

第１節　災害危険地域調査等の計画

【実施担当部署】危機管理室　農林課　土木課　都市計画課　消防本部

第１項　調査及び計画の策定

瑞浪市は、単独又は関係機関と共同し、市内の災害危険地域(災害発生の可能性が高い地域)を中心に自然条件、社会条件等の調査を必要に応じて順次実施し、災害種類(火災、水害、地震、土砂災害、老朽ため池)別の被害想定を行うとともに、その結果に基づいて、災害予防計画および災害応急対策を立案します。

第２項　事前指定

調査の結果、災害時にその災害を拡大させるおそれがある設備又は物件があることが判明した場合、その占有者、所有者又は管理者に対し、口頭又は文書で、災対法第59条に基づく事前措置の対象となること、及び災害時の措置の方法等を事前に通知・指導します。

また、土地開発事業により土砂流出・崩壊等による災害が発生するおそれがある場合は、災害を未然に防止するため、関係機関と調整を図り、土地開発事業者に対して、文書で必要な措置、命令、停止命令等を勧告します。

第３項　土砂災害ハザードマップ等の作成

瑞浪市は、各地域別に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域、水害の危険性が高い地区の情報のほか、土砂災害に関する情報の伝達方法や指定緊急避難場所、避難経路などを記載した土砂災害ハザードマップや水害の発生に備えた想定される最大規模の降雨を対象とした洪水ハザードマップ及び災害対策マニュアル等を分かりやすく作成します。作成したハザードマップ等は、市民等に配布するとともに、各家庭や地域で有効に活用することを奨励し、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域などの周知を図ります。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋等の倒壊等が想定される区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めます。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めます。

また、市は、住民が自らの地域のリスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行うよう推進するとともに、地域ごとに、ハザードマップを利用した災害図上訓練や、

避難訓練などを含めた防災訓練等を奨励、指導することにより、適切な避難や防災活動を支援します。

第４項　防災知識の普及

市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるとともに、水や食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えなどについて、普及啓発を図ります。

また、市は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、市民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進並びに、防災に関する教材の充実を図ります。特に水害、土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めます。各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見の活用を図ります。防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受けて側が情報の意味や取るべき行動を直感的に理解できるような取組を推進します。

市は、防災と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図ります。

市は、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を図ります。

なお、市民へ普及啓発を図る基本的事項は次のとおりです。

ア　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るタイミングを逸することなく適切な行動をとること

イ　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等の避難場所、避難経路等の確認

ウ　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

エ　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

また、防災知識の普及にあたっては、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ります。

第２節　治山・治水事業計画

【実施担当部署】農林課　土木課

第１項　治山事業

山腹崩壊地や荒廃山地における災害の防止・軽減を図る治山事業と、人家の裏山や、道路や耕地に被害を及ぼす山林の予防事業を併せて県に要請します。山地に起因する災害危険地区については、山地防災機能を強化する保安施設の整備、災害防止機能の高い森林の整備等の一体的事業を県に要請します。

《資料編》

S2-02-01-01　崩壊土砂流出危険地区一覧

S2-02-01-02　山腹崩壊危険区域一覧

第２項　河川改修

瑞浪市では改修事業等によって河川の危険箇所の解消を図ってきましたが、今後も河川や排水路の改良・改修・整備、雨水の流出抑制対策、水防体制の充実・強化に努め、河川の災害危険性の一層の低減を図ります。

第３項　土砂災害対策事業

瑞浪市では、土石流、急傾斜地の崩壊及び地すべりによる土砂災害に警戒する必要があります。そのため、砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設等を設置する土砂災害対策事業を県に要請して予防措置を講ずるとともに、土砂災害ハザードマップ等による危険箇所の周知や警戒避難体制の確立等、ソフト面での対策を推進します。

また、市は、県及び地域住民と連携した土砂災害警戒区域等の定期点検を実施します。

県は、盛土の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的に開催します。

市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行います。

《資料編》

S2-02-03-01　土砂災害警戒区域一覧

S2-02-03-02　地すべり危険箇所等一覧

S2-02-03-03　土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

第４項　土砂災害警戒避難体制の整備

１　土砂災害の警戒に関する情報等の伝達について

土砂災害警戒情報は、報道機関、防災行政無線、防災ラジオ、防災・防犯「絆」メ

ール、市公式 LINE、緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ、広報車等で伝達します。

２　避難情報発令の判断

土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準*1 を設定します。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域を分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて随時見直します。

*1 避難情報の発令基準については、避難情報の判断・伝達マニュアル（瑞浪市）
(https://www.city.mizunami.lg.jp/bousai_saigai/higorosonae/1004254.html)を参照

３　タイムライン（防災行動計画）の策定

瑞浪市は、台風及び豪雨それぞれを対象としたタイムライン*1 を策定することで、事前に土砂災害における防災対応を明確にします。また、平時からタイムラインに沿った取り組みを行うとともに、災害時にはそれを実践することで減災に努めます。

なお、タイムライン策定にあたっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮します。

*1 タイムラインについては、
(https://www.city.mizunami.lg.jp/bousai_saigai/1004417/index.html)を参照

第５項　ため池等補強対策

瑞浪市は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施します。

また、市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップ*1 の作成・周知を図ります。

*1 ハザードマップについては、農業用ため池ハザードマップ（浸水想定区域図）
(https://www.city.mizunami.lg.jp/bousai_saigai/hazardmap/1005611/index.html)を参照

《資料編》
S2-02-04-01　地震後に緊急点検報告する農業用ダム・ため池一覧表

第３節　都市の防災性の向上

【実施担当部署】各課共通

第１項　災害に強いまちの形成

瑞浪市は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Ｅｃｏ－ＤＲＲ（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図ります。

また､気候変動による更なる水害リスクの増大に備え､流域全体で被害を軽減する｢流域治水」を促進します。

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進します。

市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めます。

瑞浪市は、上記施策に加え、以下のような施策を計画的・総合的に実施することにより、災害に強い都市構造の形成を進めます。

避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点として利用することを想定した幹線道路、都市公園、河川等、骨格的な都市基盤施設の整備

- 道路、橋梁、河川施設等の耐震性の強化
- 水面・緑地帯の計画的確保
- 防火地域及び準防火地域の的確な指定による土地利用の誘導
- 市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
- 建築物や公共施設の耐震化・不燃化
- 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備
- 消防活動が制約される高層建築物や、速やかな傷病者の搬送が必要な医療用建築物等への、ヘリコプターの屋上ヘリポート又は緊急救助用スペースの設置の推進
- 太陽光発電設備、蓄電池等の新エネルギーシステムの普及促進

第２項　建築物の防災性の向上

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)等に基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災能力の高い建築物への誘導を図ります。

また、公共建築物の定期点検を実施し、破損箇所の補修、老朽化した設備の改修を進めることで、災害の事前防止、避難拠点施設等の防災性の向上に努めます。

第３項　防災活動拠点の整備

１　災害応急活動の中枢拠点の整備

瑞浪市は、応急対策活動の拠点となる防災上重要な公共施設（市役所庁舎、総合消防防災センター、小中学校、公民館、福祉施設等）について、耐震診断調査等を実施し、その結果に基づいて施設の防災能力の向上を図ります。

また、災害対策本部設置予定場所である市役所庁舎がその使用に耐えない場合やその使用制限を余儀なくされる場合に備え、防災対策を迅速かつ効果的に実施するためのサブ施設の整備を行います。

併せて、自家発電設備等の整備等により、十分な期間、災害対策本部の機能を維持するとともに、災害情報を一元的に把握・共有することのできる体制を整備することで本部機能の充実・強化に努めます。

２　地域の防災活動拠点の整備

瑞浪市は、円滑な災害応急活動体制の確立を図るため、各地域の防災活動拠点の整備に努めます。また、拠点間を結ぶ通信手段の確保、災害関連情報の共有の体制やしくみの構築等を通じて、拠点同士のネットワーク化を図り、有機的な連携を実現します。

第４項　危険なブロック塀等の撤去促進

瑞浪市は、地震時におけるブロック塀等の倒壊による被害や、避難の際の通行の安全を確保するため、危険なブロック塀等の撤去の促進を図ります。

第５項　空家等の状況の確認・措置

１　瑞浪市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めます。

２　市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行います。

第４節　防災組織整備計画

【実施担当部署】各課共通

第１項　非常参集体制の整備

瑞浪市は、災害時の職員別の任務分担や配置場所等について、あらかじめ定めておくものとします。また、非常参集体制の整備においては、職員の徒歩による参集時間を把握するとともに、参集ルートの事前確認の実施に努めるなど、職員の安全の確保に十分に配慮し、より迅速な体制の整備を推進します。その際、専門的知見を有する防災職員の確保・育成、参集基準の明確化、災害時の連絡・参集手段の整備、宿舎の確保、携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段等についても検討を行います。

土地改良区(水防管理団体)、農業協同組合、森林組合等、市地域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれ独自の防災組織体制を整備し、災害時の応急措置に備えます。また、その他の防災関係機関や事業者等も、それぞれの組織の実情に応じて、職員の非常参集体制の整備を図ります。

第２項　応急活動マニュアルの作成

市、防災関係機関、事業者等は、発生が想定される災害の特性や、それぞれの組織の実情を踏まえ、必要に応じて応急活動マニュアルを作成して職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員・機関等との連携等について徹底を図ります。

第３項　防災関係機関および民間事業者との連携・協力体制

瑞浪市は、防災関係機関、民間事業者、業界団体等が保有する防災力を活用し、大規模災害時においても迅速かつ効果的な災害応急対策が実施できるよう、応急・復旧活動、資機材の調達等に関する相互応援協定を互いに締結する等、平常時より関係機関同士の連携強化と応援体制の多重的整備に努めるとともに、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意します。特に災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達する時間がないことから、内容が正しく伝わらない事態の発生が懸念されます。このようなことを未然に防ぐため、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションを図るなど、「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めます。また、大規模地震等の際に必要になる可能性がある重機類の確保及び要員の借上げ等については、瑞浪市建設業協会、瑞浪管工事組合等との協力体制を整備します。

加えて、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとします。

さらに、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等、民間事業者に

委託可能な災害対策業務や物資の緊急輸送拠点の確保等については、民間事業者と協定を締結する、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握する等して、災害時に民間事業者のノウハウや能力、施設が活用できる体制を確立します。

なお、輸送協定等を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための申出があったときは、災害発生前においても当該車両に対する緊急通行車両標章が交付されます。瑞浪市は、輸送協定等を締結した事業者等に対して、その周知と普及を図ります。

第４項　男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

瑞浪市は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めます。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、明確化しておくよう努めます。

第５項　感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

瑞浪市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進します。

第６項　デジタル技術を活用した防災対策の推進

市及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図ります。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めます。

第７項　被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、 地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めます。

第５節　業務継続計画

【実施担当部署】各課共通

第１項　行政による業務継続計画の策定

瑞浪市は、災害時における応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、あらかじめ業務継続計画*1 を策定し、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図ります。計画の策定に当たっては、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めます。

また、計画については、定期的に教育・訓練・点検・評価等を実施するとともに、経験の蓄積や地域の実情の変化等も踏まえて、改訂や体制の見直しを行います。

*1 業務継続計画については、(https://www.city.mizunami.lg.jp/bousai_saigai/1004417/1006261.html)を参照。

第２項　企業等による事業継続計画の策定

市や商工団体等は、市内の企業・事業所等の防災意識の向上を図る一方で、企業等が事業継続計画(BCP)を策定し、災害時に中核となる事業の継続・早期再建ができるよう、その支援と環境整備に取り組みます。

企業・事業所等は、事業継続計画の策定を通じて、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先等のサプライチェーンの確保、平常時に実施する活動や緊急時の事業継続方針・手段等を取り決めます。

市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めます。

第６節　地震災害予防計画

【実施担当部署】各課共通

第１項　一般建築物の耐震性強化

瑞浪市は、東濃建築事務所や一般社団法人岐阜県建築士事務所協会等の関係機関と連携し、一般建築物の耐震性強化についての指導や啓発に努めます。特に大地震時に倒壊のおそれのある木造住宅の耐震診断・耐震改修については、重点的にこれを推進します。

第２項　液状化対策

瑞浪市は、液状化危険度マップ*1 の周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過などを進め、一般住宅の液状化対策工法の周知など被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導します。

また、基幹交通網の耐震化の推進、堤防及びライフライン施設の液状化対策を実施します。

*1 液状化危険度マップについては、瑞浪市液状化危険度マップ
(https://www.city.mizunami.lg.jp/bousai_saigai/hazardmap/1004752.html)を参照

第３項　ブロック塀等の倒壊防止対策

瑞浪市は、市民に対し、ブロック塀の造り方や点検・補強方法等についての知識普及を図ります。また、ブロック塀を新設・改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準を遵守するよう指導します。ブロック塀を設置している市民に対しては、日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に関しては造り替えや生垣化等を奨励します。

第４項　地震防災思想・知識の普及徹底

瑞浪市は、『岐阜県防災点検の日』(毎月 28 日)を契機とし、市の防災体制や個々の職員の防災活動体制等について点検するとともに、市民等に対して防災点検の啓発を行います。また、大地震に対する備えを充実させるため、講演会・研修会・説明会・起震車・ビデオ等を活用して防災教育を推進するとともに、家庭での地震発生時の行動や発生前の備え等について啓発を実施します。

第７節　火災予防計画

【実施担当部署】危機管理室　農林課　都市計画課　消防本部　消防団

第１項　消防力の整備充実

瑞浪市は、消防施設・設備の増強、消防団員(女性や青年層を含む)の確保と資質向上、災害時の情報伝達手段・指揮系統の確立、市民等による自主防災組織や事業所の自衛消防組織等の育成・強化、自主防災組織及び消防団での防災資機材整備等を通じて消防組織の充実強化を図ります。併せて、地震発生時の道路交通阻害、同時多発的な災害の発生、林野火災等にも対応できる消防力の整備に努めます。また、消防長及び消防団長は、防火関係機関の育成を図り、火災予防を普及するとともに、初期消火体制の万全を期します。

消防水利については、年次計画に基づいて、防火水槽、耐震性貯水槽等の整備を推進します。また、瑞浪市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに依存するのではなく、防火水槽の整備、河川等の自然水利の活用、プール・ため池等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めます。

《資料編》

S2-07-01-01　消防力の現況

第２項　消防団員の処遇の改善

瑞浪市は、消防団員の活動の実態に応じた処遇の改善に努めます。

第３項　予防査察の強化

消防本部は、管轄区域内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握し、防火対象物の定期的な査察を行います。また、新築又は改築時等の臨時査察、工場、店舗、学校、旅館、ホテル、病院、危険物等関係施設、文化財等の特別査察等についても、計画的に実施します。

第４項　火災に対する建築物の安全化

１　消防用設備等の整備、維持管理

市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、スプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進します。また、建築物に設置された消防用設備等については、定期的に点検を行う等、適正な維持管理に努めます。さらに、高層建築物については、最新の技術を活用して消防防災システムのインテリジェント化を推進し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能するよう努めます。

２　建築物の防火管理体制

一定規模以上の施設・事業所等について、市及び事業者等は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)に定める資格を有する防火管理者を選任します。防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火・通報、避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に実施し、防火管理体制の充実を図ります。

３　建築物の安全対策の推進

瑞浪市は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進します。

市及び事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底等を通じて、当該建築物が火災に強い構造となるよう努めます。また、不燃性材料・防炎物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等によって火災安全対策の充実を図ります。

第５項　林野火災の予防

瑞浪市は、地域特性に配慮しつつ、林野火災特別地域対策事業計画に基づき、消防施設設備の整備等の事業を推進します。また、林野の所有(管理)者に対して、林野火災の予防に関して必要な措置を講じるよう指導を行います。

火災警報発令時には、瑞浪市火災予防条例の定めに従って、火の使用制限を行います。

林野の所有(管理)者や地域の森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めます。

《資料編》

S2-07-05-01　火災警報発令基準

１　林野火災に強い地域づくり

（１）瑞浪市は地域の特性に配慮しつつ、林野火災特別地域対策事業計画に基づき、消防施設設備の整備等の事業を推進します。事業計画に定める事項は次のとおりです。

ア　防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項

イ　火災予防上の林野管理に関する事項

ウ　消防施設等に関する事項

エ　火災防御訓練に関する事項

オ　その他林野火災の防止に関する事項

（２）瑞浪市は、必要な地域に防火林道、防火森林の整備等を実施します。

（３）瑞浪市は、火災警報発令時の火の使用制限の徹底を図るとともに、火災多発危険期等における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行

います。なお、火災警報が発令された場合、市及び林野の所有（管理）者は、瑞浪市火災予防条例の定めるところによりおおむね次のとおり火の使用制限を行います。

ア　山林、原野等において火入れをしないこと。

イ　煙火を消費しないこと。

ウ　火遊び又はたき火をしないこと。

エ　引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。

オ　火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

カ　残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

キ　屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

（４）瑞浪市は、林野火災防止のため、自然保護員、林業改良指導員等を配慮し、巡視及び監視の強化を図るとともに火気の早期発見と早期通報にあたらせます。

（５）林野の所有（管理）者、地域の森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めます。

２　林野の所有（管理）者の管理上の指導

瑞浪市は、林野火災に関し、林野の所有（管理）者に対し必要な施業を行うよう指導し、次の事項については特に積極的に行います。

（１）防火線・防火樹帯の設置及び造林樹の導入を図る。

（２）自然水利の活用等による防火用水の確保を図る。

（３）林道構築にあたっては、必要に応じて林野火災を考慮した路線及び施設の設定を図る。

（４）事業地には、森林法に基づくほか、消防機関と緊密な連絡を図る。

（５）火入れにあっては、森林法に基づくほか、消防機関と緊密な連絡を図る。

（６）火災多発危険期においては、自衛のため積極的に見回りを行う。

第６項　消防団員教養訓練計画

新たに任命した消防団員全員を対象として、講習、研究会、実務学習、巡回指導、教養資料の配布、情報通信、演習・訓練等の方法によって基礎的教養訓練を行い、消防団員の資質の向上と実践的技術の習得を図るとともに、効果的な消防活動と安全管理の徹底を実現します。

第７項　火災予防のための知識の普及・徹底

瑞浪市は、火災防止と災害時の火災被害の軽減を図るため、市民を対象として、「全国火災予防運動（春、秋）」や「文化財防火デー」等の機会を捉え、市広報紙、広報車、パンフレット、ポスター、防火教室・講習会等の方法により、防火・防災に関する思想や瑞浪市火災予防条例の内容、火災予防上必要な一般的な心得、初期消火等の基礎知識、早期発見・避難・消火体制の確立（住宅用火災警報器・消火器等の備付）の普及

徹底に当たります。また、学校や幼児園等における教育・訓練も活用して、火災予防に取り組みます。

林野火災については、その出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることから、山火事予防運動等を通じて、また、火災多発危険期や休日前に重点的に、林野火災に対する市民の防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺に居住する市民、ハイカー等の入山者等への啓発を実施します。さらに、標識板、立看板、防火水槽の設置により、防火思想の普及と消防水利の整備を進めます。

第８項　消防相互応援協定と関係機関の協力

瑞浪市と他市町村との間には、消防組織法第 39 条の規定に基づき消防相互応援体制が確立されています。市長(消防長)は、応援が効果的であると判断した場合は、他市町村に対して応援を要請します。

第８節　水害予防計画

【実施担当部署】危機管理室　コミュニティーセンター　土木課　消防総務課
警防課　消防署　消防団

第１項　水防施設等整備計画

水防倉庫は、危機管理室において管理します。また、水防資機材の整備に努め、常時確保されている状態を保ちます。

第２項　水防知識等の教養訓練計画

水防に従事する職員については、県及び関係機関の主催する水防講習会への参加等により、水防工法、気象等の水防知識の強化・向上を図ります。また、市民に対しては、消防総務課、土木課からの提供資料に基づいて、出水時期等の必要な時期に、市広報紙を通じて水防知識の普及及び自治会等関係団体と連携して啓発浸透を図ります。

第３項　浸水想定区域等における避難体制の整備

１　河川水位情報等の伝達について

河川水位情報等は、報道機関、防災行政無線、防災ラジオ、防災・防犯「絆」メール、市公式 LINE、緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ、広報車等で伝達します。

２　小里川ダムの事前放流時の情報提供

小里川ダムの洪水調節機能強化のため、治水協定に基づき、ダムの事前放流を実施する態勢に入る場合には、ダムの貯水位、流入量、放流量や、気象情報、下流河川水位等の情報を河川管理者、小里川ダム管理者、関係利水者及び市との間で情報を共有します。

３　避難情報発令の判断

水害等に対する住民の警戒避難体制として、河川水位が基準を越えた（明らかに越えると想定される）場合、又は異常な漏水等が発見された場合、直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準*1 を設定します。水位周知河川については、水位情報、台風情報、洪水警報等により、事前に定めた発令単位と区域等に避難情報を発令できるよう、あらかじめ具体的に発令基準を設定するとともに、必要に応じて随時見直しに努めます。また、それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難情報の発令基準の設定に努めます。

*1 避難情報の発令基準については、避難情報の判断・伝達マニュアル
(https://www.city.mizunami.lg.jp/bousai_saigai/higoronosonae/1004254.html)を参照

４　タイムライン（防災行動計画）の策定

瑞浪市は、台風及び豪雨それぞれを対象としたタイムライン*1 を策定することで、事前に水害における防災対応を明確にします。また、水位周知河川の基準水位や、県が設定した避難判断の参考となる水位などを活用し、平時からタイムラインに沿った取り組みを行うとともに、災害時にはそれを実践することで減災に努めます。

なお、タイムライン策定にあたっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮します。

*1 タイムラインについては、
(https://www.city.mizunami.lg.jp/bousai_saigai/1004417/index.html)を参照。

第４項　体制整備

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築します。

第９節　事故災害予防計画

【実施担当部署】各課共通

第１項　鉄道災害対策

１　鉄軌道交通の安全のための情報の充実

東海旅客鉄道株式会社は、踏切道における列車と自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行い、事故防止に関する知識の広く一般への普及に努めます。

２　鉄軌道の安全な運行の確保

東海旅客鉄道株式会社は、事故災害の発生に際して迅速かつ適切な措置を講じ、被害のさらなる拡大を防止できるよう、列車防護用具の整備、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めます。また、土砂災害等から鉄軌道を保全するため、トンネル、雪覆、落石覆、その他の線路防護施設の点検に努めます。

東海旅客鉄道株式会社は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めます。

３　鉄軌道車両の安全性の確保

東海旅客鉄道株式会社は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めて検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めます。また、鉄軌道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めます。

４　鉄軌道交通環境の整備

東海旅客鉄道株式会社は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備促進に努めるとともに、列車集中制御装置（ＣＴＣ）の整備、自動列車停止装置（ＡＴＳ）の高機能化等、運転保安設備の整備・充実に努めます。

また、市、道路管理者及び東海旅客鉄道株式会社は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、踏切道の改良等の環境整備に努めます。

第２項　道路災害対策

１　道路交通の安全のための情報の充実

市及びその他防災関係機関は、気象庁と協力し、気象庁が発表する気象情報を有効に活用できる体制の整備を図ります。また、瑞浪市は、道路利用者に対して、災害時の対応等、防災知識の普及を図ります。

道路管理者は、道路に関する情報を収集するとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、応急対策が速やかに実施できる体制を整備します。また、異常が発見され災害が発生するおそれがある場合には、その情報を道路利用者に迅速に提供します。

警察は、道路交通の安全を確保するため、道路に関する情報の収集・連絡体制の整備を図ります。また、異常が発見され災害が発生するおそれがある場合には、その情報を道路利用者に迅速に提供します。

２　道路施設等の整備

道路管理者は、道路防災対策事業等を通じて安全性・信頼性の高い道路ネットワークの計画的かつ総合的な整備に努めるとともに、道路災害予防に必要な施設の整備を進めます。また、道路施設等の安全を確保する上で必要な体制等の強化に取り組むとともに、点検を通じて道路施設等の現況の把握に努め、必要な場合は速やかに改修・補修等を実施します。

市は、国、県、県警察、消防、電線管理者等関係機関と連携の上、道路啓開訓練を実施し、災害時における実効性の向上に努めます。

３　道路の応急復旧のための体制・資機材の整備

道路管理者は、施設・設備の被害情報の把握・応急復旧のために必要な体制、資機材の整備を進めます。また、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等をあらかじめ把握しておきます。

第３項　危険物等災害対策

１　危険物等関係施設の安全性の確保

危険物、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物、火薬類及び放射性物質の貯蔵・取扱を行う事業者(以下「危険物等事業者」という)は、法令で定める技術基準を遵守する必要があります。また、瑞浪市は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めます。

市及び危険物等事業者は、予防規定等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進します。また、市及び危険物等事業者の団体は、危険物等及びその保安管理に関する知識の向上を図るため、危険物等事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して講習会、研修会を実施する等、危険物等関連施設における保安体制の強化を図ります。

２　危険物等の輸送対策

瑞浪市は、危険物等の運搬等について、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、運搬中の物品の性状、応急措置の方法、緊急連絡先等を記載したイエローカード*携行の普及を推進します。また、車両火災予防等について指導を行います。

高圧ガスについては、地域内の高圧ガスの移動に係る災害の発生又は拡大の防止を目的とした高圧ガス保安協会(KHK)の取り組みを積極的に支援し、災害防止訓練の実施に努めます。

*イエローカード：日本科学工業界では化学物質や高圧ガス輸送時の万一の事故に備え、ローリーの運転手や消防・警察などの関係者が取るべき処置を書いた緊急連絡カードの活用を推進しています。このカードは黄色の紙に書き、「イエローカード」と呼んでいます。

３　危険物等の流出対策

瑞浪市は、危険物等が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図ります。また、関係機関の防除資機材の整備状況を把握し、必要に応じて災害発生時に応援を求めることができる体制を整備します。

危険物等事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤や応急復旧に必要な資機材等の整備促進に努めます。また、瑞浪市危険物安全協会は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図ります。

４　道路上の危険物等事故対策

高速道路における危険物等事故対策については、「岐阜県高速道路における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」が定める「高速道路における危険物運搬車両事故現場対応マニュアル」等に基づいて対応します。

また、市及び道路管理者は、事故車両等からの危険物等の流出に際して的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努めます。

５　危険物に関する防災知識の普及、訓練

瑞浪市は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、危険物等の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図ります。

第１０節　原子力災害対策

【実施担当部署】各課共通

第１項　防災関係機関等との連携体制の確立

瑞浪市は、原子力事業者から市域において核燃料物質等の運搬中に特定事象*が発生したという通報を受けた場合、その事態を的確に把握するため、必要に応じ、国に対して専門的知識を有する職員の派遣を要請します。そのため、要請の手続きについて、関係機関とともに、あらかじめ定めます。

*特定事象：原子力施設又は核燃料物質等の事故等により、周辺の環境に放射線が放出される恐れのある状態。原子力災害対策特別措置法(原災法)第 10 条第 1 項に基づき、原子力防災管理者は政府・地方公共団体に通報することが義務づけられています。

第２項　緊急時モニタリング活動体制の整備

瑞浪市は、緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、環境放射線モニタリング設備・機器を整備・維持し、その操作の習熟に努めます。

第３項　緊急被ばく医療体制の整備

瑞浪市は、原子力災害等の発生時において、放射性物質や放射線による汚染、被ばく等のおそれのある者を搬送する緊急被ばく医療機関をあらかじめ指定できるよう受入体制の整備を進めます。

第４項　原子力に関する知識の普及啓発と研修

瑞浪市は、県、国、原子力事業者及び防災関係機関等と連携を図り、市民に対して、原子力に関する知識の普及と啓発に努めます。

第１１節　防災訓練計画

【実施担当部署】各課共通

第１項　本市の災害特性を考慮した訓練の実施

市及び市域内の防災関係機関、防災上重要な施設の管理者は、災害応急対策の実効性の確保と円滑な実施に向け、水害、火災、地震、危険物、原子力災害等、地域において発生が予想される災害の規模や被害状況を具体的に想定し、各機関、防災業務従事職員、市民が対処すべき応急的な対策に関する実践的な訓練を積極的かつ継続的に実施します。訓練は、実地又は図上により、機関別にあるいは２以上の機関が合同して実施します。

第２項　総合防災訓練の実施

瑞浪市は、防災関係機関や市民等と協力し、特に大規模地震の発生や土砂災害等を想定した総合防災訓練を実施します。また、訓練にあたっては、危機管理室、消防本部、みずなみ防災会が連携し、地域の要望や実情に即した内容で実施します。

第３項　その他の防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、各機関において、適宜、通信連絡訓練(情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練)、動員訓練(職員を動員し、初動体制を確保するための訓練)、図上訓練(消防機関、警察機関、学校関係機関の協力のもと、水害、地震等を想定し、図上で実施する訓練）、実働訓練（消火器、消火栓、防火水槽等を活用した訓練、座屈救出、応急手当)、県の派遣する情報連絡員や応援職員等を受け入れて行う訓練等を実施します。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施します。

また、市は機能別団員を含む消防団や地域コミュニティーを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めます。

その他、県等が実施する広域災害を想定した合同の災害対策本部の立ち上げや広域避難等の防災訓練にも積極的に参加し、その結果を踏まえ、必要に応じて対応計画を見直します。

第４項　自主防災組織等による訓練の実施

市民、施設、事業所、自主防災組織等は、それぞれの訓練計画を定め、自主的な訓練に努めます。また、訓練にあたっては、危機管理室、消防本部、みずなみ防災会が連携し、地域の要望や実情に即した内容で実施します。

第５項　部門別避難訓練

小中学校、幼児園、社会福祉施設においては、避難訓練計画を立案し、それに基づいて初期消火訓練、避難訓練、地震対策訓練等を実施します。訓練の回数は、小中学

校及び幼児園については年３回以上、社会福祉施設については年２回以上(入所型社会福祉施設の場合は、夜間に災害が発生した場合を想定した避難訓練を実施)とします。なお、不特定又は多数の人々の利用や、不特定又は多数の人々を収容する民間施設に対しても、小中学校等に準じた防災訓練を実施するように指導します。

第１２節　文教関係の予防計画

【実施担当部署】こども家庭課　教育総務課　学校教育課　スポーツ文化課

第１項　学校等における防災対策

学校、その他文教施設の経営者(管理者)は、施設の点検・調査を定期的に実施して危険箇所や不備施設(避難施設等の不備)の早期発見に努め、その補修・補強・整備を行います。また、平常時より職員の任務分担や作業員の配置等及び必要な資材・器具等の整備により、災害時等に施設の補強・補修等(台風時の準備作業等を含む)が迅速・的確にできるように準備に努めます。

瑞浪市は、学校等において、外部の専門家や保護者等との協力のもと、あらかじめ防災に関する計画やマニュアル、災害時における保護者への児童・生徒等の引渡しのルール等の見直しや改善が行われるよう促します。

文化財施設等については、建造物等の消火栓・消火器等の設置状況、火気の使用状況及び収蔵資料の保管状況等を巡視等により確認し、災害予防に努めます。

第２項　防災教育

学校、その他文教施設の経営者(管理者)は、関係機関を対象とした防災指導資料の作成や講習会・研究会等の開催により、防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努めます。

各学校においては、全職員の協力のもと防災に関する教育の充実に努め、児童・生徒への防災知識の普及に努めるとともに、災害の未然防止と災害時の応急対策についても十分周知させます。また、児童・生徒を通じて、各地域の防災意識の高揚を図ります。なお、防災知識の普及に当たっては、以下の点に留意します。

防災知識の普及は、通常の教育課程に位置づけて実施します。

災害時においては、児童・生徒の生命尊重、安全退避を第一義とします。想定される災害条件や施設・設備の状況、気象条件、地形条件等を十分考慮して適切な退避計画を策定し、児童・生徒に周知します。

火気取扱いの注意、危険薬品の管理、配電施設の安全、老朽危険箇所の補修等に細心の注意を払って学校における災害の未然防止に努める一方、児童・生徒に対し、火遊び等をしないよう指導します。

学校は、通学路沿いの危険箇所等について事前調査を行い、児童・生徒に対して、危険箇所等の周知徹底を図り、登下校の指導を行います。

指定文化財等の所有者又は管理者に対しては、火災予防の徹底を期すため、毎年、施設職員を対象とした講習会等を開催するよう促すことで防火管理・防火知識の普

及を図ります。

第３項　避難その他の訓練

学校、その他文教施設の経営者(管理者)は、関係者に対し防災に対する心構えを確認するとともに、火災、風水害、震災等、様々な災害状況を想定した上で災害ごとに計画(警報の伝達、児童・生徒の避難・誘導、その他防災上必要な項目)を立案して訓練を実施します。訓練の計画立案・実施にあたっては、次の点に留意します。

計画及び訓練は、学校規模、施設設備の状況、児童・生徒の発達段階等、それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとします。また、計画立案に当たり、それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならないよう注意します。

学校等においては、毎学期１回訓練を実施します。訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童・生徒の自主的活動とがあいまって十分効果を収めるように努めます。また、平素から全職員及び児童・生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底して、災害時における組織活動がスムーズに運ぶように努めます。

訓練を実施する場合、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、訓練による事故防止に努めます。

また、市は、毎年１月２６日の文化財防火デーに併せて文化財防火訓練を実施するとともに、指定文化財等の所有者又は管理者に対して防火設備の点検・整備等を促します。

計画の策定及び訓練の実施にあたっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受けます。訓練実施後は、その効果や問題点を把握するとともに、必要に応じて計画の修正を行います。

第１３節　自主防災組織等の育成と強化

【実施担当部署】危機管理室　消防総務課　予防課

第１項　市民による自主防災組織の育成

大規模災害時に被害を最小限に食い止めるためには、「みんなの地域はみんなで守る」(岐阜県の行動計画理念)という考え方に基づく自主的な防災活動が不可欠です。瑞浪市においては自主防災組織の組織率が９０％近くとなっていますが、自主防災組織の中には結成から年月が立ち、実質的な活動を行なっていない組織もあります。

そのため、瑞浪市は、関係機関等と連携し、引き続き自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、市民による自主防災組織づくりを推進します。自主防災組織は、その活動が円滑に行われるような規模とし、自治会(区)、事業所等、小集団を単位として組織します。また、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するため、自主防災組織への女性の参画を促進します。さらに、多様な世代が参加できるような環境整備に努めます。

あわせて、市は、自主防災組織等の連絡協議会の結成や消防団をはじめとする防災関係機関等との連携強化等に取り組みます。

《資料編》

S2-13-01-01　自主防災組織一覧

第２項　防災士、防災リーダー等の育成による自主防災組織の強化

瑞浪市は、自主防災組織及びまちづくり推進組織による自主防災活動の強化・充実に努めるため、講習会や研修等を主催して、自主防災活動においてリーダー的役割を果たす防災士、防災リーダー等の育成や資質向上(スキルアップ)を図るとともに、その組織の強化育成を支援します。

また、瑞浪市は、自主防災組織のリーダー等を対象とする研修を実施し、防災知識・技術の向上と自主防災組織の活動の充実に努めます。研修の実施に当たっては、県、みずなみ防災会と連携し、各種地域団体に対する防災研修活動等に努め、そうした地域団体の構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるように指導します。さらに、その効果を高めるために、消防団が指導的役割を果たせるよう、体制の整備に努めます。

第３項　みずなみ防災会の役割

防災士・防災リーダーで組織するみずなみ防災会は、市と連携し、市民の防災・減災に対する意識啓発と知識の普及啓発に資する活動を行います。

また、地域や市・学校等教育機関及び他団体が防災・減災の分野で実施する事業に協力します。

第４項　自主防災組織等の地区防災計画の作成

瑞浪市は、災害対策を地区の特性を踏まえた市民に身近なものとするため、自主防災組織や市民自らによる「地区防災計画」の作成や、当該地区における自発的な防災活動を促進します。「地区防災計画」では、自主防災組織の編成、各構成員の役割、平常時及び災害時の活動内容等を具体的に定めます。

「地区防災計画」の作成に当たっては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者への支援や、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するものとします。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めます。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めます。」

第５項　自主防災組織の活動拠点の整備

瑞浪市は、自治会(区)等に１ヶ所の割合で自主防災組織の活動の拠点となる施設(コミュニティー防災拠点)を定めるとともに、施設や必要な資機材（救助救護用資機材、初期消火用資機材等）の整備を支援します。コミュニティー防災拠点は、資機材・生活必需品等の備蓄や、コミュニティーにおける防災知識の習得・普及に関すること、災害応急活動の中心施設としての役割を果たします。

第６項　「地域」を単位としない自主防災組織

１　施設、事業所等の自衛消防隊等

一定規模以上の施設・事業所等については、消防法により、消防計画の作成並びに自衛消防隊の設置が義務づけられています。そのため、瑞浪市は、施設・事業所等の自衛消防隊の整備・充実を指導するとともに、市民による自主防災組織と施設・事業所等の自衛消防隊等との連携強化を図ります。

施設・事業所等は、組織的な防災活動によって、従業員や利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として被害の防止・軽減に努めます。

第１４節　情報収集・伝達・保全体制の確立

【実施担当部署】危機管理室

第１項　情報の収集・連絡体制の整備

市、その他防災関係機関は、各機関及び機関相互間において災害に対する情報の収集･連絡体制の整備を図ります。また、大規模事故災害(航空機事故、鉄道事故、高速道路多重事故等)や原子力事故災害も想定し、航空運送事業者、東海旅客鉄道株式会社、道路管理者、原子力事業者等とも、必要に応じて緊密な相互連絡がとれるような体制を確保します。その際、夜間、休日等の場合にも対応できる体制を構築します。

また、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行います。

第２項　情報収集・通信手段の確保

市及びその他防災関係機関は、非常通信協議会との連携にも十分配慮しつつ、平常時より非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用・応急対策、災害時の重要通信の確保に関する対策を推進します。

瑞浪市は、災害時に情報を迅速かつ的確に収集・伝達する手段を確保し、情報の収集・伝達の遅れを回避するため、広域的な大規模災害も想定し、情報通信手段の多重化・多様化を推進します。また、機動的な情報収集活動を行うため、車両、無人航空機（ドローン）等の使用や、必要に応じてヘリコプターの出動を要請するなど、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進します。加えて、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めます。

東海旅客鉄道株式会社は、事故災害時の重要通信や外部機関との情報連絡手段を確保するため、指令電話や列車無線等の無線設備、災害時優先電話の整備に努めます。

第３項　防災通信設備の整備

１　市防災行政無線

瑞浪市では、市民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施する同報無線通信施設、災害現場や各地域との通信を確保するための移動無線通信施設が整備されていますが、瑞浪市は、その機能の一層の整備拡充、信頼性の向上に努めます。また、平常時から定期的及び随時に保守点検を実施するとともに、運用の習熟に努めます。さらに、災害時における市と各地域との通信を強化するため、デジタル方式のシステム整備に努めます。

２　防災ラジオ

瑞浪市は、電波障害に強いポケベル周波数帯の電波を活用した防災ラジオを全戸に無償貸与し、防災情報伝達体制の強化に努めます。

３　防災相互通信無線等

瑞浪市は、県や防災関係機関と緊密に連携し、災害現地で迅速かつ的確に対策を推進するため、防災相互通信用無線局の整備に努めます。

４　非常通信

災害時等において加入電話や市の無線通信施設等が使用できなくなった場合、瑞浪市は、電波法(昭和２５年法律第１３１号)第５２条の規定に基づく非常通信を活用します。そのため、県及び防災関係機関とともに、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の整備充実に努めます。

５　その他の通信網の整備

情報通信手段の多重化・多様化を図るため、デジタル MCA 移動無線を活用します。また、必要に応じ、アマチュア無線やタクシー無線、インターネット等を活用します。

デジタル MCA 移動無線は、災害現場や各地域、避難所との通信を確保するために整備されていますが、平常時から定期的及び随時に通信訓練を実施するとともに、運用の習熟に努めます。

アマチュア無線については、日本アマチュア無線連盟岐阜県支部と県との災害時応援協定や、釜戸ハムクラブとの協定に基づいて、情報の収集・伝達手段として活用します。タクシー無線については、関係機関と協議の上、災害時緊急情報の機動的な収集に利用します。

また、瑞浪市は、市内外へ被災地情報、支援情報、安否情報、生活情報等を提供するため、インターネットの積極的な活用を検討します。さらに、市民に防災情報を確実に伝達するための新たな防災情報伝達システムの構築に努めます。

《資料編》

S3-04-03-08　デジタル MCA 移動無線配備状況

第４項　広報・相談体制の整備

瑞浪市は、災害に関する情報を的確に広報できるよう、そのための体制や必要な施設・設備の整備を進めます。また、被災家族等関係者からの問い合わせや相談等に対応できる体制や窓口についてあらかじめ計画しておくものとします。

第５項　各種データの保全

東海旅客鉄道株式会社や道路管理者は、主要施設、車両の構造図等、円滑な災害復旧を図る上で必要な資料・データ等の整備・保全に努めます。また、資料・データの被災を回避するため、必要に応じて複製を別途保存します。

第６項　気象計器等の充実整備

瑞浪市は、地域内の気象情報を的確に把握するため、県及び気象関係機関の指導を受けて、風向風速計、気圧計等の観測計器の整備に努めます。

第７項　災害伝承

地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を後世に確実に伝えるため、災害に関する調査分析結果や各種資料(映像を含む)を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開し、市民による災害教訓伝承の取り組みを支援します。

第１５節　避難体制の確立

【実施担当部署】各課共通

第１項　避難計画の策定

瑞浪市は、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮した避難計画を策定し、市民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底します。また、避難情報の発令区域・タイミング、緊急避難場所・避難所、避難路*1、原子力災害時の避難退域時検査場所(市民、車両、携行品等の放射線量測定場所)をあらかじめ定め、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、避難計画に基づく訓練を行います。

また、市民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めます。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めます。

*1　避難路：住宅又は事務所等から指定緊急避難場所又は指定避難所へ至る道

第２項　避難場所等の整備

瑞浪市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地、又は構造上安全である都市公園、河川敷、公民館、学校等の公共的施設等を対象とし、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、あらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図ります。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めます。

また、災害の想定等により、必要と認められる場合は、近隣自治体の指定緊急避難場所に避難できるよう、日頃から近隣自治体と連携を図るほか、指定避難所が使用不能となった場合や、感染症拡大防止の観点による避難所不足に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設について、災害時応援協定を締結し、災害時における一時的な避難場所として確保します。

避難所に指定された建物については、避難が長期化する場合も想定し、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備や資機材の整備に努めるとともに、あらかじめ備蓄場所の確保を進めます。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電設備等の整備に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、危機管理室と社会福祉・教育各班及び健康づくり班が連携して、必要な措置を講じるよう努めます。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定します。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めます。医療的ケアが必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めます。市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示します。

市は、公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めます。

《資料編》

S3-06-02-07　瑞浪市指定避難所・指定緊急避難場所

第３項　避難場所等の広報

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めます。また、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害では当該施設に避難することが不適当となることについても周知します。

なお、指定緊急避難場所に誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、標識の見方に関する周知に努めます。

避難情報が発令された場合の避難行動としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民自身が判断する場合は、屋内安全確保を行うことができることを踏まえ、日頃から住民等への周知徹底に努めます。

なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保でき

るとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル３高齢者等避難や警戒レベル４避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを周知します。

また、住民が事前に行う対策として、日頃より自宅の災害の危険性を確認し、自宅で居住が継続できる場合は自宅避難を検討することや、親戚や友人の家、自宅における垂直避難等の「避難所以外への避難」を検討することも周知します。

市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難所、災害危険地域等を明示したハザードマップや広報紙等を活用して広報活動を実施します。併せて、市公式ＬＩＮＥなどＳＮＳを活用した避難情報等のプッシュ配信、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めます。また、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供を受けつつ、過去の浸水実績を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者への周知に努めます。

第４項　避難所運営マニュアルの策定

瑞浪市は、自主防災組織や施設管理者と協議を行い、避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」を策定します。マニュアルの策定にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルについて別途作成し、適宜更新するよう努めます。また、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するとともに、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等について、市民への普及に努めます。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めます。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めます。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めます。

第５項　避難情報の把握

瑞浪市は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めます。

第６項　他市町村への広域避難

瑞浪市は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難及び広域一時滞在の実施に係る検討、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」

という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めます。

特に、大規模広域災害時には、他市町村への広域的な避難が必要となる場合があります。瑞浪市は、円滑な広域避難を支援するため、国・県の協力を得て、他市町村への避難・受入方法を含めた具体的な手順等を定めるとともに、被災者に関する情報共有するしくみの構築に取り組み、市外に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを確実かつ容易に受け取ることができる体制の整備に努めます。

また市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めます。

第７項　感染症の自宅療養者等の避難

市（危機管理室）は、県保健所と連携し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努めます。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めます。

第１６節　捜索、救助・救急、医療機能の強化

【実施担当部署】各課共通

第１項　捜索機能

警察は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めます。

瑞浪市は、迅速かつ効率的な捜索を支援するため、ヘリポート整備等の支援基盤の確保に努めます。

第２項　救助・救急機能

瑞浪市は、救助工作車、救急車等の車両、及び応急処置の実施に必要な救急救助用資機材等、必要な機械・資機材の整備促進に努めます。

東海旅客鉄道株式会社は、事故災害発生直後の旅客避難等のための体制整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めます。

第３項　医療機能

瑞浪市及び日本赤十字社岐阜県支部は、災害に伴う負傷者が多人数となる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めます。

また、瑞浪市は、広域医療搬送拠点(重症者を後方の広域医療施設に搬送するための拠点施設)として使用できる施設を抽出する等、災害発生時の救急医療体制の整備に努めます。

第１７節　緊急輸送機能の強化

【実施担当部署】各課共通

第１項　緊急輸送網の整備

大規模災害時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要です。そのため、県は、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進めています。

以上を踏まえ、瑞浪市は、本庁、コミュニティーセンター、避難所、ヘリポート等の連絡及び県が指定する緊急輸送道路とのネットワークを構築する上で不可欠な市内の道路を緊急輸送道路に指定するとともに、災害発生後の第１警戒路線として関係機関に周知し、要員・物資等の円滑な輸送を図ります。また、緊急輸送道路の指定とともに、一般車を通行させる迂回ルートの指定も行います。さらに、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施します。

第２項　緊急輸送活動の支援

瑞浪市、警察、道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設に関し、災害時の道路交通管理体制の整備に努めます。また、警察は、災害発生後に交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図ります。

東海旅客鉄道株式会社は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動に必要となる人員又は応急資機材等輸送の緊急自動車の整備に努めます。

第１８節　ライフライン・生活支援対策

【実施担当部署】各課共通

第１項　ライフライン施設の整備

ライフライン(上下水道、電気、通信等)の寸断は、二次災害の発生や応急対策の遅延の原因となる等、その影響は極めて広範囲に及びます。そのため、瑞浪市は、水道施設や下水道施設の耐震性の向上に努めるとともに、応急供給体制の確保(バックアップ体制等)や応急復旧体制(広域応援体制等)の確保を図ります。

電気施設、鉄道施設、電話(通信)施設については、関係事業者(中部電力パワーグリッド株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社)が、施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の機能維持に向け、応急資機材や要員の確保等、必要な対策を実施します。また、停電対策として、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等も推進します。

第２項　備蓄の基本的事項

瑞浪市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めます。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めます。

第３項　住宅供給・補修体制の整備

大規模災害時には被災者に対して応急仮設住宅等を供給する必要がある場合が考えられることから、平常時より、安全性にも配慮しつつ、建設可能用地の把握に努めます。また、公営住宅の空き屋等の把握、民間賃貸住宅の借上げ体制の整備、住宅の応急補修体制の強化等、住宅供給・補修体制の整備に取り組みます。

第４項　食料、飲料水、生活必需品の確保

瑞浪市は、物資の調達・輸送が平時のようには実施できないという認識に立って防災備蓄計画の策定を進め、災害が発生した場合に緊急に必要となる食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具を含める等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の確保・供給に努めます。また、自助・共助の考え方のもと、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、原則として地域完結型の備蓄を心がけるよう努めます。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても、水等を使用せずに授乳できる乳児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を行います。

さらに、他市町村との相互応援協定や、防災関係機関及び流通在庫等の保有業者と協力体制を整備することにより、円滑な食料・物品等の確保を図ります。

第５項　物資の集積場所

瑞浪市では、市民体育館、瑞浪中央公園を、応急輸送物資の中継拠点となる地域内輸送拠点施設と位置づけます。なお、市民体育館が被災し使用不能の場合は被害の少ない地域の公共施設を利用します。

市は、地域内輸送拠点への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進します。

《資料編》

S3-02-01-12　地域内輸送拠点候補地

第６項　物資支援の事前準備

瑞浪市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手段を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めます。

第７項　罹災証明書の発行体制の整備

瑞浪市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築などを計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討します。

第８項　災害用トイレの確保

災害時、水洗トイレが機能しなくなり、排泄物の処理が滞ると、ノロウイルス等による感染症や害虫の発生が引き起こされます。また、トイレの敬遠によって、水分や食品接種を控えることで脱水症状､エコノミークラス症候群等の健康障害を引き起こすおそれが生じます。

瑞浪市は、災害時における避難所のトイレの確保・管理を、水・食料等の支援とともに「ライフライン」と同様に被災者の命を支えるサービスの一つとして認識し、適切な対応に努めます。

１　災害用トイレの種類

種　類	概　要
携帯トイレ	既存の洋式トイレにつけて使用。 吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。
簡易トイレ	段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて使用する。吸水シートや凝固剤で水分を安定させる。
仮設トイレ	便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。 汲み取り体制等の維持管理のルール、照明の設置等安全対策が必要。
マンホールトイレ	下水道のマンホールや下水道管へ直結する型式のトイレ。事前に上家の組み立て方法や水の流し方等を周知しておくと円滑に使用できる。 ※　市は、マンホールトイレを瑞浪中央公園に５０セット、釜戸コミュニティーセンターに２セット配備しています。

２　災害時のトイレを確保するための基本的考え方

市は、災害用簡易トイレを各地区防災倉庫に備蓄するとともに、仮設トイレの供給（レンタル）に関して民間企業と協定を締結しており、必要に応じて、岐阜県災害時広域受援計画に基づき、県に対して仮設トイレの調達について支援を要請します。市民に対しては、簡易トイレも含めた備蓄品の準備について、広報やホームページ、防災ガイドブックなど様々な手段により、啓発を行うとともに、避難所運営マニュアルにトイレの確保・管理にあたり配慮すべき事項を記載し、防災訓練において設置訓練等を実施する等、災害時のトイレの確保に関して積極的に周知を図ります。

第１９節　帰宅困難者対策

【実施担当部署】危機管理室　商工観光課

第１項　市民に対する啓発

瑞浪市は、市民に対して、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者の基本原則をはじめ、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認等、必要な啓発に努めます。

第２項　事業所等の責務

瑞浪市は、事業所等に対して、必要物資の備蓄等により従業員等を一定期間事業所内に留めておくことを可能とする等、帰宅困難者対策への取り組みを促します。

第２０節　要配慮者の安全確保対策

【実施担当部署】危機管理室　社会福祉課　高齢福祉課

第１項　地域における要配慮者支援体制の確立

要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊婦等を指します。これらの人々は、災害発生時に各種警報や情報の入手が困難であり、避難等の支援が大切であるため、特別な配慮が必要です。

そのため、瑞浪市は、別に定める要配慮者避難支援に係る全体計画に基づいて、あらかじめ自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員並びに社会福祉協議会等と連携し、要配慮者に関する情報共有、避難支援計画の策定等に努めます。また、一人暮らし高齢者のための緊急通報システムの整備、高齢者や障がい者が自らの意思で登録を申し出る避難行動要支援者名簿の作成、自治会(自主防災組織)等との協力・連携による情報伝達、避難誘導、救助等の支援体制づくりにより、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図ります。

自治会等(自主防災組織)は、避難行動要支援者名簿等を参考にしながら自らの地域の要配慮者を事前に把握するとともに、訓練の際には要配慮者支援対策を重点項目として設定します。

第２項　避難行動要支援者名簿

１　避難行動要支援者名簿の作成・提供

要配慮者等のうち、災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という）については、関係部局等が把握している要介護高齢者や障がい者等の情報の把握や、名簿への掲載を自ら求めるものの追記等によって、避難行動要支援者名簿として取りまとめます。

作成した名簿は、異動や認定変更等により適宜更新に務めるとともに、避難行動要支援者本人の同意のもと、平常時より消防機関や自治会（自主防災組織)、民生委員・児童委員など避難支援等に携わる関係者に提供し、災害時の避難支援等の際の基礎資料として利用します。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めます。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の 作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討します。また、名簿提供に当たり情報漏えい防止のための措置を十分に講じるとともに、名簿の提供を受けた機関や個人は、受け取った情報の管理を徹底します。

２　避難行動要支援者名簿の作成に関する事項

【避難行動支援等関係者とその役割】

（１）市（災害対策本部）

災害時には、瑞浪市地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、被害状況の把握にあたるとともに、防災関係機関との連携による被害の拡大防止対策や救助・救出活

動などを実施する一方、避難行動要支援者等の安否確認及び避難支援の情報を集約し、安否等の問い合わせなどに対しその情報提供を行います。

（２）消防機関（消防署・消防団）

要救助被災者の救助・救出活動を実施するとともに、避難行動要支援者名簿に記載されている方の安否確認及び避難の支援を行い、負傷者がいる場合は、救急搬送などを行います。

（３）民生委員・児童委員，瑞浪市社会福祉協議会

民生委員・児童委員、瑞浪市社会福祉協議会は、日頃の職務経験を活かし、安否確認等に必要な情報の収集・提供を行います。

（４）近隣住民（区）等

日頃から避難行動要支援者とのコミュニケーションを通じ、災害時における情報伝達や安否確認、避難誘導の方法について確認を行い、災害発生時には、避難行動要支援者の避難を支援します。

【その他名簿の作成に関する事項】

項　目	内　容
避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	避難行動要支援者名簿には、本市で在宅生活を送る方のうち、災害時において本人や家族などによる避難が困難又は制約を受ける方で、以下の要件に該当する者を掲載する。 ・７５歳以上の一人暮らしの方 ・要介護認定１以上の介護認定を受けている方 ・身体障害者手帳３級以上の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・上記以外で登録を希望される方
名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	・市の関係部局が把握している７５歳以上一人暮らし世帯や障がい者等のうち上記に該当する方の情報を入手する。 ・民生委員・児童委員、各地区の区長からの助言により、避難行動要支援者名簿への登録を希望する者が提出する「避難行動要支援者登録台帳」により情報を入手する。
情報の提供先	・担当地区の民生委員・児童委員（全名簿） ・地区の区長会、区長 ・警察署 ・消防署（消防団） ・瑞浪市社会福祉協議会

項　目	内　容
情報漏えい防止のための措置	・受け取った避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所に保管するとともに、原則複製しない。 ・区長等守秘義務のない者への提供については、取扱いに関する誓約書等を提出してもらう。
円滑な避難のための通知・警告における配慮	・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるようにする。 ・障がいの種類により、情報伝達方法等を留意する。 （視覚障がいの方へは、点字や防災行政無線とする等）

（注）１　避難行動支援は、主体的に避難しようとする要支援者を避難行動支援等関係者が支援するものであり、まずは、避難行動支援等関係者本人の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる。

２　災害時等において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、特に必要があると判断される場合は、本人の同意がなくても、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動支援等関係者に対して、名簿情報を提供できる。

《本編》

第３章 第６節 第１７項　その他の被災者の保護計画

《マニュアル編》

M3-06-17a　その他の被災者の保護計画

第３項　社会福祉施設等における体制の強化

要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ自衛消防隊等を整備するとともに、災害時の職員の職務分担、動員計画、非常招集体制及び避難誘導体制等を確立することにより、災害予防や災害時の迅速かつ的確な対応に努めます。また、災害時の電気・水道・ガス等の供給停止に備え、食料、燃料、生活必需品等の備蓄、さらに発災後７２時間の事業継続が可能となる非常用発電設備を整備するよう努めます。

入所施設においては、要配慮者の安全確保を第一に考え、夜間・休日等でも対応できるよう体制の整備に努めます。また、近隣施設、市民やボランティア組織等と連携し、施設利用者の実態に応じた体制づくりを進めます。

瑞浪市は、災害時における社会福祉施設等との情報収集・伝達体制の確立に努めます。

第４項　要配慮者に配慮した施設・設備の整備

瑞浪市は、避難誘導するための設備の導入・普及や、指定避難所・指定緊急避難場所や避難路等の防災施設を整備する際には、要配慮者の災害対応能力を考慮し、災害

時要援護者が利用しやすい施設・設備の整備に努めます。

また、公共施設の新設・改修に当たっては、災害の危険性の低い場所への立地を誘導する等、災害に対する安全性の向上に取り組みます。

市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じます。また、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じます。

第５項　人材の確保とボランティア活用

避難所における介護者等を十分に確保し、要配慮者を支援するため、平常時より、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、ヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等との広域的なネットワークづくりに努めます。また、ボランティアが能力を存分に発揮し、効率的に活動できるよう、支援策の充実に努めます。

第６項　要配慮者に対する防災知識の普及・啓発

瑞浪市は、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、要配慮者に適した防災知識の普及・啓発を行います。また、在宅の高齢者、障がい者等については、防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、災害に関する基礎的知識等の理解を高められるようにします。

災害に対する知識が乏しく、地理に不案内で、日本語の理解も十分でない外国人については、平常時から多様な言語や手段・経路を通じての基礎的防災情報(広報紙、防災マップ等)の提供を行い、防災知識の普及を図ります。また、インターネット、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多種多様な手段を用い、多言語での災害情報等の提供にも努めます。

第７項　浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難対策

浸水想定区域に指定された地区については、瑞浪市は、それぞれの浸水想定区域ごとに、河川水位情報の伝達方法、避難場所をはじめ、円滑かつ迅速な避難の確保を図る上で必要な事項を定めます。また、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(病院、授産施設等、一覧は資料編を参照)についても、利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、洪水予報等を防災行政無線、防災ラジオ、絆メールなどで伝達します。区域内の要配慮者利用施設の管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時等に必要な訓練その他の措置に関する避難確保計画等を策定し、遅滞なく市に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するとともに、その結果を市に報告します。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施を支援するとともに、計画の作成状況や訓練の実施状況等を定期的に確認するよう努めます。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な

避難の確保を図るために必要な助言等を行います。

《資料編》

S3-05-03-04 浸水想定区域内要配慮者利用施設

第８項　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難対策

土砂災害警戒区域に指定された地区については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法、避難場所をはじめ、円滑かつ迅速な避難の確保を図る上で必要な事項を定めます。また、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設(病院、授産施設等、一覧は資料編を参照)についても、利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、土砂災害に関する情報を防災行政無線、防災ラジオ、絆メールなどで伝達します。区域内の要配慮者利用施設の管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害に係る必要な訓練その他の措置に関する避難確保計画等を作成し、遅滞なく市に報告します。また、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するとともに、その結果を市に報告します。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施を支援するとともに、計画の作成状況や訓練の実施状況等を定期的に確認するよう努めます。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行います。

《資料編》

S2-02-03-03　土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

第９項　個別避難計画

瑞浪市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めます。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成します。

市は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新します。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めます。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討します。

市は、地域防災計画に定めるところにより消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、個別避難計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、また

は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ります。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じます。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をします。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めます。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めます。

第２１節　ボランティア活動の推進

【実施担当部署】危機管理室　社会福祉課

第１項　ボランティア活動体制の整備

瑞浪市は、市社会福祉協議会と連携し、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進します。また、市社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置・運営、災害ボランティアの受入体制について、積極的に参画するとともに、ボランティアの安全確保対策や被災者ニーズ等の情報提供方法等についても検討を進め、災害時においてボランティアを効果的に活用できる体制づくりに努めます。

また、市及び市社会福祉協議会は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保及び情報機器、設備等の整備に努めます。

第２項　市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、瑞浪災害救援ボランティアと連携し、災害救援ボランティアの養成・研修及び防災教育を行い、ボランティア活動の推進を図ります。

さらに、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努めます。

災害時には、市（社会福祉班）と連携して災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付・登録を行います。

第３項　瑞浪災害救援ボランティアの役割

瑞浪災害救援ボランティアは、災害救援ボランティアの防災意識向上の研修・訓練を行い、災害時のボランティア活動の推進を図ります。

災害時において、市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの開設と運営に参画し、また被災者の支援活動を行います。

第４項　ボランティア意識の啓発

瑞浪市は、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部、瑞浪災害救援ボランティア、ＮＰＯ・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や、これらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築に努め、市民のボランティア意識の啓発及び、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

また、市は、行政、社会福祉協議会、ＮＰＯ・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進します。

第５項　廃棄物等に係る連絡体制の構築

市は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築します。また、市は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めます。

第２２節　防災事業計画

【実施担当部署】危機管理室　上下水道課　教育総務課　学校教育課　消防総務課

防災事業の実施に当たっては、施設整備等の順序・方法を十分検討し、施設全体が未完成の場合でも一部が完成していれば相応の効果が発揮されるよう考慮します。また、消防用施設等、地震防災上緊急に整備すべき施設等は、災害応急対策を実施するうえで必要なものを緊急度に従って順次整備します。

風水害等一般災害及び地震災害による被害を最小限に止めるために緊急に整備すべき施設等の整備としては、消防用施設整備事業、防災資機材整備事業、水道施設整備事業、下水道施設整備事業を実施します。消防用施設整備事業としては、消防ポンプ自動車等の更新、防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、消防団拠点施設の更新整備を実施します。防災資機材整備事業では、防災備蓄倉庫や非常用食料・毛布・仮設トイレ等の備蓄品の計画的整備を進めます。水道施設整備事業としては、耐震性を備えた配管や配水池の整備を行います。また、下水道施設整備事業としては、耐震化等の機能向上を考慮した下水道長寿命化事業を推進します。

第２３節　孤立地域防止対策の推進

【実施担当部署】各課共通

第１項　孤立予想地域の実態把握及び通信手段の確保

瑞浪市は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化します。

また、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努めます。

第２項　災害に強い道路網

瑞浪市は、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進します。

第３項　公民館等の施設整備

瑞浪市は､孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設整備を推進します。

第４項　備蓄の確保

瑞浪市は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めます。また、自助・共助の考えのもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮します。

第５項　孤立地域対策指針の推進

瑞浪市は、県が定める孤立地域対策指針により、その他対策の実施に努めます。

第２４節　大規模停電対策

【実施担当部署】危機管理室、土木課、環境課

第１項　方針

市は、大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行います、

第２項　連携の強化

市は、防災関係機関と停電の早期復旧に向けた体制を整備するため、会議等を開催し連携の強化を図ります。

第３項　事前防止策

市及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施します。

第４項　代替電源の確保

市及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において、非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築します。

また、市は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図ります。

第５項　新エネルギーシステムの普及促進

市は、停電時における電力確保に有効な太陽光発電設備、蓄電池等の新エネルギーシステムの普及促進を図ります

第２５節　「災害から命を守る岐阜県民運動」への参画

【実施担当部署】危機管理室

県は、市町村、防災関係機関、事業者、学校、有識者等で構成する「災害から命を守る岐阜県民運動」を推進する組織を設置します。

市は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても市民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開します。